

平成 20 年 5 月 14 日

各 位

## 再生計画認可決定のご報告と御礼

株式会社みらい建設グループ  
代表取締役 明石 恵介

謹啓 平素より弊社民事再生手続に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は、平成 20 年 5 月 14 日、無事再生計画案を可決していただき、かつ、同日、東京地方裁判所から再生計画の認可決定を頂戴することができました。これもひとえに債権者の皆様の特段のご理解とご支援の賜物と心より感謝申し上げます。(なお、弊社再生計画案は、お陰様で、議決権を行使された再生債権者数の 96.82%、議決権総額の 93.95%という、非常に高いご支持を頂戴することができました。誠に有難うございました。)

今後、弊社は、再生計画の遂行に向けて一層の努力をして参る所存でございます。債権者の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご支援とご指導を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

まずは略儀ながら、書中をもちましてご報告と御礼のご挨拶を申し上げます。

謹白

平成19年(再)第180号 再生手続開始申立事件

決 定

東京都千代田区平河町一丁目6番15号  
再生債務者 株式会社みらい建設グループ

主 文

本件再生計画を認可する。

理 由

決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。

平成20年5月14日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 佐 村 浩 之

裁判官 内 田 博 久

裁判官 五十嵐 章 裕

これは正本である。

前同日同庁

裁判所書記官 田 村 光希雄

